

# 病原体サーベイランス実施要領

## 1 目的

本要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法という）第14条の2（感染症の発生状況及び動向の把握）、第15条（感染症の発生状況、動向及び原因の調査）及び、長崎県感染症発生動向調査事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づき、病原体を検査し、感染状況を把握するために行う、病原体サーベイランスに関する必要な事項を定める。

本要領は、病原体サーベイランスの円滑な実施体制を構築し、感染状況を把握、疫学調査の強化・充実を図り、適切な感染症対策を立案すること、また県民および医療関係者への情報提供を行うことで、感染症の発生及び蔓延を防止することを目的とする。

## 2 概要

指定提出機関および病原体定点から患者検体を収集し、病原体検査を実施のうえ、検査結果について情報還元を行う。

## 3 検体採取機関

検体採取は、感染症法第14条の2、第15条及び実施要綱第4に基づき指定された急性呼吸器感染症（以下、「ARI」という。）指定提出機関（以下「指定提出機関」という。）及び小児科病原体定点、眼科病原体定点、基幹病原体定点が実施する。

## 4 急性呼吸器感染症の取扱い

### （1）検査対象

ARI の症例定義に合致した患者を対象とする。採取する検体の種類は、別表に定めるとおりとする。

### （2）検体の提出

- 1) 指定提出機関は、1週間を調査単位とし、週1回ARIの症例定義に合致した患者から5検体を目標に採取する。なお検体採取にあたっては可能な限りランダムに採取を行うよう配慮すること※1。
- 2) 保健所（長崎市保健所、佐世保市保健所及び県立保健所。以下同じ。）は、指定提出機関に対して、調査単位ごとに検体の採取状況を確認し、ウイルス検体輸送保存液の不足が生じないよう、適宜補充を行う。

※1 例：指定提出機関の営業日のうち週ははじめから数えて第2営業日を予め検体採取日とするなど

### （3）検体搬入日

月1回を搬入日とし、保健所は長崎県環境保健研究センター（以下、「環保研」という。）が別に定める日付までに回収した検体を環保研へ直接又は郵送等により搬入する。

### （4）検体採取、保存、輸送及び情報の還元方法

各対応機関の検体採取、保存、輸送及び情報の還元方法は以下のとおりとし、実施手順は別紙「ARIサーベイランスの実施体制」のとおりとする。

## 1) 指定提出機関

- ア) 滅菌綿棒で採取部位をぬぐい、ウイルス検体輸送保存液に綿球部分を浸した状態でふたを閉め、冷凍（-20℃以下）で保管する。
- イ) 検体を採取した患者情報等は、別添検査票<sup>※2</sup>に記入する。
  - ※2 患者が特定される情報（氏名、住所）及び医療機関における検査結果は記載不要
- ウ) 管轄保健所と調整のうえ、検体および検査票を提出する。

## 2) 保健所

- ア) 保健所は、指定提出機関に対して、検体採取・保管等を依頼するものとする。
- イ) 指定提出機関と調整のうえ検体および検査票を回収<sup>※3,4</sup>する。
  - ※3 保健所が行う指定提出機関への検体回収は月1回とする。
    - ただし指定提出機関で冷凍保管が困難な場合は、個別に調整のうえ、適宜回収するなど柔軟に対応すること。
  - ※4 検体及び検査票は、保健所による直接受取を原則とするが、保健所と医療機関の協議の結果、医療機関が直接、環保研へ郵送することに同意が得られた場合は、この限りではない。なお、この場合、管轄保健所は、検体の郵送方法等について、地域保健推進課及び環保研に対して、事前に協議しなければならない。
- ウ) 検体の有無を検体搬入日の前日までに環保研へ連絡のうえ、検体搬入日の午前中までに、行政検査依頼書及び検査票を添えて検体を環保研へ搬入または郵送する。郵送する場合は、感染症発生動向調査事業等における郵送方法に基づいて、凍結した検体が融けないよう容器に十分量の保冷剤を充填し、ゆうパック（チルド）で検体搬入日までに必ず届くよう発送する。
- エ) 医療機関に配付しているウイルス検体輸送保存液に不足が生じないよう在庫数量を把握し、少なくなってきた場合は、環保研に対し補充を依頼する。
- オ) 保健所は、環保研から報告された検査結果を、指定提出機関に還元する。
- カ) 環保研が感染症サーベイランスシステムの病原体検出情報システムに入力した情報に関して、検査票等と照合のうえ登録作業を行う。

## 3) 環保研

- ア) 保健所から搬入された検体に関して遺伝子検査を行い、結果判明後速やかに地域保健推進課及び各保健所に報告するとともに、ホームページに掲載するものとする。
- イ) 報告後、搬入された検査票、検査結果をもとに病原体検出情報システムに入力し、各保健所へ登録依頼を行う。
- ウ) 検査は、「長崎県環境保健研究センターにおける病原体検査業務管理要領」に基づく標準作業書に従い実施する。ウイルス遺伝子が検出された場合には、おってウイルス分離試験を実施する。
- エ) 検査の結果、SARS-CoV-2 が検出された場合、遺伝子量等から解析可能と判断された検体について、次世代シーケンサーによるゲノム解析を行い、解析結果を地域保健推進課及び各保健所に報告するとともに、ホームページに掲載するものとする。
- オ) 保健所からウイルス検体輸送保存液の補充依頼があった場合には、速や

かに必要本数を当該保健所へ補充する。

#### 4) 地域保健推進課

- ア) 地域保健推進課は、本サーベイランスにより得られた患者情報及び病原体情報を対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。
- イ) 県内の発生状況について、所管する課と連携し情報を共有する。

### 5 ARI 以外の定点把握の五類感染症の取扱い

#### (1) 検査対象

検査対象の感染症およびそれぞれの病原体における検体種別等は別表に定めるとおりとする。

#### (2) 検体の提供

##### 1) 平時調査

病原体定点は、対象感染症のうち各月に概ね4検体程度を採取する。ただし、対象となる感染症がない場合にはこの限りではない。

##### 2) 随時調査（対象感染症の流行が認められた場合等）

ア) 保健所は、地域の感染状況等に応じて、病原体定点となっている医療機関に対して、検体採取・保管等を依頼するものとする。なお、この場合、当該保健所は、環保研に対して、事前に連絡調整するものとする。

イ) 環保研は、県、地域の流行状況等に応じて、管轄の保健所に対し、病原体定点での検体採取<sup>\*5</sup>等を助言する。なお、この場合、環保研は、検体採取等の終期についても、事前にお知らせするものとする。

<sup>\*5</sup> それぞれの病原体における週あたりの検体数については、別表のとおりとする。

ウ) 助言を受けた管轄の保健所は、必要に応じて、病原体定点となっている医療機関に対して、検体採取・保管等について、FAX等により依頼する。

#### (3) 検体搬入日

保健所は、事前に環保研と日程を調整のうえ月1回、検体を搬入する。

#### (4) 検体採取、保存、輸送及び情報の還元等

各対応機関の検体採取、保存、輸送及び情報の還元方法は「4 急性呼吸器感染症の取扱い」に準ずるものとし、実施手順は別紙「5類定点疾病サーベイランス（ARI 以外）の実施体制」のとおりとする。

### 6 その他の感染症の取扱い

実施要綱に基づき、保健所が病原体検査を必要と判断した場合には、医療機関に検体の提供を求め、環保研に検査を依頼する。対象の感染症および検体採取方法等は別途通知等で定めるものとする。

本要領は、令和5年4月1日から適用するものとする。

本要領の一部改正は、令和7年4月7日から適用するものとする。